

令和7年分

住民税申告（確定申告）のご案内



2月

【日程と会場・対象区】

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12 真謝 真謝公民館 13:30~ 15:30	13 西崎 西崎公民館 9:00~ 15:00	14
15 全行政区	16 東江上	17 川平	18 西江前 阿良	19 西江上	20 東江前	21 全行政区
改善センター2階				9:00~15:00		
22	23	24	25	26	27	28

※上記期間中は、担当職員・申告受付用資料等が各会場に移動しますので、**役場での申告相談は受付出来ません**。ご理解とご協力をお願いします。
なお、対象区は目安の為、期間内のご都合が良い日に、いつでも受付できます。

【申告に準備するもの】

- マイナンバーカード、個人番号がわかるもの、本人確認書類(運転免許証等)
- 給与の源泉徴収票、給与支払証明書
- 公的年金等の源泉徴収票、個人年金等の支払証明書
- 収支内訳書もしくは収入・経費をまとめた帳簿等
 - 収入や経費等の領収書や伝票は、事前に収支内訳書や帳簿・ノートにまとめて下さい。
 - 簡易な内容であれば各経費等の仕分け相談や、受付は可能ですが大量の領収書や、整理ができていない経費を会場で仕分ける事は出来かねますのでご了承下さい。
 - 収支内訳の内容を確認する事もございますので、売上・仕入伝票・土地使用料等の資料についてもご準備下さい。
- 医療費の明細書(受信者ごと、病院ごとに仕分け計算してください)
- 生命保険のハガキ(申告用)、各種社会保険料の領収書



【確定申告とは】

事業所得が基礎控除を超える場合、原則として確定申告が必要となります。確定申告により所得税を計算し期限内に税務署(国税)へ納税を行う必要があります。※必要となる申告については裏面をご確認下さい。

【住民税申告とは】

所得税の確定申告をしていない方、勤務先で年末調整を受けていない人、収入がなかった方(障害年金・遺族年金・失業保険等の非課税所得を含む)についても、**住民税申告が必要です**。

収入や所得の情報は、健康保険(国保・後期)税に反映されます。未申告者については保険税の軽減措置が受けられず税額が高額となる場合や、各種給付制度に該当しても受給できない事となりますので、期限内に申告をお願いします。

【消費税申告について】

申告区分	申告書の作成
簡易課税	村で支援可能
※一般課税(本則課税)	ご自身で作成 or 税理士等へ委託

※一般課税(本則課税)で消費税申告を行う場合、軽減税率(8%)の対象となる取引と標準税率(10%)の対象となる取引を明確に「区分経理」し、それぞれを分けて計算する必要があります。ご自身での作成が難しい場合は税理士等へご相談下さい。

主な申告期限

所得税の確定申告：令和8年3月16日(月)※納付期限も同日
消費税の確定申告：令和8年3月31日(火)※納付期限も同日

住民税申告について

令和8年3月31日(火)までに申告をお願いします。

【問い合わせ先】伊江村役場 住民課 税務係 ☎49-2316

あなたに必要な申告は? → 裏面



あなたに必要な申告は…？

令和8年1月1日現在の住所は伊江村ですか？

はい

いいえ

伊江村への申告は必要ありません。
令和8年1月1日に住んでいた市区町村で申告してください

どのような収入がありましたか？

主に給与

主に公的年金

主に農業・営業・不動産

無収入・障害年金・遺族年金など
また家族に扶養されている方も申告が必要です。

給与収入が2,000万円以上

年金収入が400万を超えている

所得金額(収入-経費)が所得税の控除合計より大きい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

はい

A

A

B

A

B

勤務先は1か所だけで年末調整をした
(複数あっても合算して年末調整をした)

年金以外の所得がある

控除の追加がある

年金以外の所得が20万円以上ある

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

収入が160万円以上である

給与以外の所得がある

控除の追加がある

年金以外の所得が20万円以上ある

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

いいえ

はい

A

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

控除の追加がある

給与以外の所得がある

控除の追加がある

年金以外から所得税が天引きされている

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

いいえ

はい

B

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

勤務先から伊江村に給与支払報告書の提出がある

給与以外の所得が20万円以上ある

控除の追加がある

年金以外から所得税が天引きされている

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

いいえ

はい

B

C

B

A

C

B

B

A

A 所得税の確定申告が必要です。 **B** 村県民税の申告が必要です。 **C** 申告は不要です。



令和8年1月1日現在、伊江村に住所がある方は収入の有無に関わらず、**①～③以外の方は申告が必要です。**

※家族に扶養されている方も申告が必要です。

～下記に該当する方は、村県民税の申告は必要ありません～

- ① 税務署で確定申告をされた方や、税理士に委託されている方
- ② 職場において年末調整を済ませた給与所得者で、給与以外に収入のない方
- ③ 前年中の収入が公的年金収入(400万以下)のみで、扶養の申告、各種控除の追加がない方

確定申告で納付する所得税や消費税は国が管理する税です。申告方法等についての詳しい内容は、税務署や税理士へご相談ください。
名護税務署 個人課税部門 TEL: 0980-52-2700
沖縄税理士会 TEL: 098-859-6225

申告しないと困ること

- × 各種手続きに必要な所得証明書・課税証明書が発行できません。
- × 国民健康保険税の軽減措置や高額療養費の支給に支障が生じます。
- × 後期高齢者医療保険料の高額療養費の支給に支障が生じます。
- × 村営住宅の申し込み・更新ができません。
- × 児童扶養手当や、各種給付制度に該当しても受給できません。
- × 保育所の入所手続きができません。

場合によっては各種証明書の発行ができない、高額療養費の支給ができないことがありますので、必ず期限内に申告してください。

マイナンバー係からのお知らせ

《通知》
マイナンバーカード申請受付及びマイナ保険証の登録を行います

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください。有効期限切れや失効又は顔認証方式を採用している場合は、e-Taxを利用した申告はできません。

国保係からのお知らせ

《重要》
保険証(国保)の切替はありません

令和6年度より従来の保険証(国保)が廃止となり「資格確認書・資格情報のお知らせ」が交付されています。その有効期限は、令和8年7月31日となりますので、保険証(国保)の切替はありません。